

○尾張旭市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 尾張旭市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

（協議事項）

第 2 条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

（運賃料金協議会の構成員）

第 3 条 運賃料金協議会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 市長が指名する職員
- (2) 運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表

2 運賃料金協議会の構成員の任期は、任命の日から第 2 条の協議に必要な期間までとする。

（運賃料金協議会の運営）

第 4 条 運賃料金協議会に会長を置き、前条第 1 号に規定する構成員をもって充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会の議事は、全会一致を原則とするが、全会一致が成立しない場合においては出席者の 4 分の 3 以上の同意により決する。
- 5 運賃料金協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は公開しないことができる。
 - (1) 尾張旭市情報公開条例（平成 12 年条例第 25 号）第 7 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について協議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 6 運賃料金協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（協議結果の取扱い）

第 5 条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 会長は、運賃料金協議会において協議が調った事項について、尾張旭市地域公共交通会議に報告す

るものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。